

7 公営企業職員の状況

(1) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来64年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2基）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畑寺発電所の合計9発電所（10基）において、最大出力67,530キロワットで営業しています。

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率B/A	(参考)平成27年度の総費用 に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成28年度	1,966,585	1,161,651	354,591	18.0	16.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府 県平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成28年度	56	215,393	55,189	87,132	357,714	6,388	6,868

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 職員数は平成29年3月31日現在の人数です。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

県営電気事業に従事する平成29年4月1日現在の職員数は、55人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	44歳5月	353,627円	432,264円 (555,316円)
都道府県平均 (電気事業)	44歳5月	369,314円	— (582,939円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(電気事業)	愛媛県	都道府県平均(電気事業)
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,743千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,588千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,577千円
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.7月分 (0.8月分)	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.7月分 (0.8月分)	—

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	—
----------------------------------	----------------------------------	---

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.1月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

愛媛県公営企業(電気事業)	愛媛県	都道府県平均(電気事業)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置(2~20%加算) 1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 退職者なし 24,260千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置(2~20%加算) 1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 6,845千円 22,743千円	1人当たり平均支給額 10,910千円

注 1人当たり平均支給額は、平成28年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

ウ 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給対象職員は、いません。

エ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)	32千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	1,433円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)	43.1%			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成28年度)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 29	①日額570円 ②日額400円 ③日額340円 ④日額220円 ⑤日額200円

用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 3	日額 650 円
-----------	----------------	---	---------	----------

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成 28 年度決算）	28,528 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 28 年度決算）	696 千円
支給実績（平成 27 年度決算）	30,708 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）	749 千円

注 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成〇年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (28 年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 9,134	円 246,851
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 4,173	円 278,200
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 3,400	円 82,930
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 360	円 360,000
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 6,905	円 767,244
特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 199	円 199,344
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 18	円 6,000
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	—	千円 2,694	円 207,206

(2) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和 39 年 4 月 1 日の営業開始以来 54 年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道の 3 地区において、計画給水量 249,220 立方メートルで営業しています。

①職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考)平成 27 年度の総費用 に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 28 年度	990,884	527,377	151,798	15.3	11.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府 県平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 28 年度	22	94,331	20,014	38,061	152,406	6,928	6,452

注 1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 職員数は平成 29 年 3 月 31 日現在の人数です。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成 29 年 4 月 1 日現在)

県営工業用水道事業に従事する平成 29 年 4 月 1 日現在の職員数(再任用短時間勤務職員 2 人を含まない。)は、21 人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	48 歳 10 月	392,854 円	460,406 円 (596,562 円)
都道府県平均 (工業用水道事業)	44 歳 2 月	354,409 円	— (537,774 円)

注 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	愛 媛 県	都道府県平均 (工業用水道事業)
1 人当たり平均支給額 (平成 28 年度) 1,718 千円	1 人当たり平均支給額 (平成 28 年度) 1,588 千円	1 人当たり平均支給額 (平成 28 年度) 1,477 千円
(平成 28 年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.7 月分 (0.8 月分)	(平成 28 年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.7 月分 (0.8 月分)	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	—

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.1月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

愛媛県公営企業(工業用水道事業)	愛媛県	都道府県平均(工業用水道事業)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置(2~20%加算) 1人当たり平均支給額 退職者なし	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置(2~20%加算) 1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 6,845千円 22,743千円	1人当たり平均支給額 7,883千円

注 1人当たり平均支給額は、平成28年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

ウ 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給対象職員は、いません。

エ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)	39千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	2,787円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)	66.7%			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成28年度)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 39	①日額570円 ②日額400円 ③日額340円 ④日額220円 ⑤日額200円

用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650 円
-----------	----------------	---	---------	----------

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	6,275千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	369千円
支給実績（平成27年度決算）	5,101千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	319千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 4,999	円 294,059
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 324	円 324,000
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 4,102	円 205,093
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 720	円 360,000
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 3,184	円 636,833
特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 0	円 0
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 38	円 12,600
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 30	円 15,000
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	—	千円 0	円 0

(3) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来61年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,659床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

①職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率B/A	(参考)平成27年度の総費用 に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成28年度	44,346,516	217,621	15,966,119	36.0	36.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府 県平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成28年度	2,051	7,810,388	4,868,206	3,108,000	15,786,594	7,697	7,394

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 職員数は平成29年3月31日現在の人数です。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

県営病院事業に従事する平成29年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員22人を含まない。)は、2,009人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	44歳2月	579,347円	1,341,243円 (1,515,085円)
看 護 師	39歳3月	313,487円	395,459円 (505,535円)
事務職員	45歳8月	359,995円	498,854円 (624,365円)
都道府県平均			
医 師	44歳9月	571,224円	— (1,416,461円)
看 護 師	38歳7月	305,147円	— (488,457円)
事務職員	43歳3月	345,080円	— (553,818円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（病院事業）	愛 媛 県	都道府県平均（病院事業）
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,507千円	1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,588千円	1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,476千円
（平成28年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.7 月分 （1.45 月分）（0.8 月分）	（平成28年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.7 月分 （1.45 月分）（0.8 月分）	—
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	—

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.1月分となっています。

2 （ ）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）	愛 媛 県	都道府県平均（病院事業）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 医師 790千円 22,831千円 看護師 1,915千円 18,669千円 その他 666千円 22,030千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 6,845千円 22,743千円	1人当たり平均支給額 6,072千円

注1 1人当たり平均支給額は、平成28年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のおそれは、医師及び看護師を除くすべての職員です。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	272,979千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	944,564円			
区分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医師		16%	290人	16%

注1 支給対象職員数は、平成29年4月1日現在の職員数です。

2 医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	435,030千円
----------------	-----------

支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 28 年度決算）		286,959 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 28 年度）		71.9%		
手当の種類（手当数）		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 28 年度)	左記職員に対 する支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	千円 777	日額 290 円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	千円 3,361	日額 200 円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	千円 8,167	日額 230 円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	千円 91	日額 290 円
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	千円 83	日額 320 円
夜間看護等手当	① 病院で深夜に勤務する看護師等 ②③ 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	① 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）において行われる看護等の業務 ② 救急患者に対処するために命を受け自宅等とする待機 ③ 待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	千円 352,557	① 1 回 2,000 円から 3,300 円まで ② 1 回 860 円 ③ 1 回 1,620 円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、搜索救難等の業務	千円 127	1 時間 1,900 円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	千円 41,012	1 時間当たりの給与額×従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	千円 28,855	1 回 5,000 円から 20,000 円

注 手当ごとの「支給実績（平成 28 年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（平成 28 年度決算）」と一致しません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成 28 年度決算）	2,182,536 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 28 年度決算)	1,111 千円
支給実績（平成 27 年度決算）	2,266,415 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 27 年度決算)	1,180 千円

注 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成〇年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 164,233	円 208,948
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 208,915	円 272,379
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 128,760	円 88,495
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 11,736	円 378,581
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 58,408	円 1,061,961
初任給調整手当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、 医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 (南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は 130,000円)	異	医師への加算	千円 985,104	円 3,408,665
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 207,312	円 412,973
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 13,580	円 246,916
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	—	千円 199,611	円 193,234